

公安委員会	「道路交通法の一部を改正する	令和2年2月20日
説明資料No. 1	法律案」について	交 通 局

1 改正案の概要

- (1) 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備
 - ア 運転技能検査に関する規定の整備
 - イ 申請による運転免許の条件の付与等に関する規定の整備
 - ウ 運転免許取得者等検査の認定に関する規定の整備
- (2) 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備
 - ア 運転免許の受験資格の特例に関する規定の整備
 - イ 若年運転者講習に関する規定の整備
 - ウ 若年運転者期間に係る取消しに関する規定の整備
- (3) 悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備
 - ア 妨害運転に対する罰則の創設
 - イ 運転免許を受けることができない期間等に関する規定の整備
 - ウ 運転免許の効力の仮停止に関する規定の整備
- (4) その他
 - ア 普通自転車の定義に係る規定等の見直しに関する規定の整備
 - イ 停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大に関する規定の整備
 - ウ 車輪止め装置の取付けによる違法駐車行為の防止に係る規定の削除
 - エ 初心運転者標識に係る規定の見直しに関する規定の整備
 - オ 運転免許試験の一部免除に関する規定の整備
 - カ 診断書提出命令に関する規定の整備
- (5) 施行期日

運転免許関係：公布の日から起算して2年を超えない範囲内において
政令で定める日

妨害運転関係：公布の日から起算して20日を経過した日

その他関係：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において
政令で定める日

2 参考

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）の危険運転致死傷罪についても、いわゆるあおり運転の実情等に鑑み、法務省において罰則を整備予定

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>「無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案」について</p>	<p>令和2年2月20日 警備局</p>
<p>1 改正案の概要</p> <p>(1) 航空法の一部改正</p> <p>ア 無人航空機の登録制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無人航空機は、登録を受け、かつ、登録記号の表示等をしているもの以外は、飛行を禁止することとする。 <p>イ 空港設置者等による施設の管理に関する基準の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港設置者等が施設を管理する際に従うべき基準として、自然災害時の措置、下記(2)イの措置等について定めることとする。 <p>(2) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正</p> <p>ア 空港周辺における小型無人機等の飛行禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港のうち国土交通大臣が指定するもの（以下「対象空港」という。）を対象施設に追加する。 ○ 対象空港等の上空における小型無人機等の飛行については、管理者の同意を得た上で、都道府県公安委員会等への事前通報をしなければならないこととする。 <p>イ 安全確保措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象空港管理者は、小型無人機等の把握のための巡視、小型無人機等の違法な飛行を認めた場合の滑走路閉鎖等の措置をとることとする。 ○ 法の規定に違反して対象空港の上空で小型無人機の飛行が行われていると認められる場合には、対象空港管理者は、飛行の妨害等の措置を講ずることができることとする。 <p>2 施行期日</p> <p>上記1(1)関係：一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>上記1(2)関係：公布の日から起算して20日を経過した日</p> <p>3 今後の予定</p> <p>2月28日（金） 閣議決定（国土交通省、内閣官房等との共同請議）</p>		

1 B規約の概要

- 表現の自由、身体の自由等いわゆる自由権に関する条約（我が国では、昭和54年に発効）。
- 締約国は、B規約人権委員会の要請により、履行状況に関する報告を提出し、同委員会は、当該報告について審査の上、締約国に意見を送付（前回は、平成24年4月報告、平成26年7月審査）。
- 今回の審査においては、委員会からの事前質問票への回答により報告とすることを予定。

2 事前質問票

委員会から、次の内容に関して事前質問があり、これに対し所要の説明を実施（下線部分は当庁関連。）。

- (1) 自由権規約実施のための新たな措置及び進展を含む、国内の人権状況に関する全般的な情報
- (2) 委員会の前回勧告に関する事項を含む、本規約第1条―第27条の実施に関する特定の情報
 - ・ 「本規約を実施するための憲法上及び法律上の枠組み」
 - ・ 「反差別並びに国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道の禁止」
 - ・ 「男女の平等」
 - ・ 「緊急事態及びテロ対策の措置」
 - ・ 「性的暴力及びドメスティック・バイオレンスを含む女性に対する暴力」
 - ・ 「生命に対する権利、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰の禁止、公正な裁判及び児童の権利」
 - ・ 「身体の自由と安全に対する権利、自由を奪われた者の取扱い」
 - ・ 「奴隷、強制労働、人身取引の廃止」
 - ・ 「難民及び庇護申請者を含む外国人の取扱い」
 - ・ 「プライバシーの権利」
 - ・ 「思想、良心及び宗教的信念の自由並びに表現の自由」
 - ・ 「平和的な集会」
 - ・ 「公的な生活に参加する権利」
 - ・ 「マイノリティの人権」

3 今後の流れ

本年10月に国連欧州本部にて委員会による対面審査が行われる予定。

公安委員会 説明資料No. 4	令和元年における特殊詐欺の 認知・検挙状況等について	令和2年2月20日 刑事生活安全局
--------------------	-------------------------------	----------------------

1 特殊詐欺の認知状況等

- 令和元年は、認知件数は16,836件（前年比-1,008件、-5.6%）、被害額は301.5億円（前年比-81.4億円、-21.3%）と依然として深刻な情勢。
- うちキャッシュカード詐欺盗の認知件数は3,773件（前年比+2,425件、+179.9%）、被害額52.1億円（前年比+33.2億円、+175.4%）と急増。
- 現金手交・送付型が減少する一方、キャッシュカード手交・窃取型の合計は増加。
- 65歳以上の高齢女性の被害認知件数は全体の65.0%。オレオレ詐欺では84.3%を占めており、特に80歳前後に被害が多発。
- 検挙被疑者全体に占める暴力団構成員等の割合は18.1%、少年の割合は21.7%、外国人の割合は4.7%。
- 犯行拠点の摘発は43か所。賃貸マンション等に加え、車両やカラオケボックス、さらには海外拠点の存在が表面化するなど多様化が進行。

2 オレオレ詐欺等対策プラン（令和元年6月犯罪対策閣僚会議決定）の推進状況

(1) 被害防止対策の推進

- 幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々によるプロジェクトチーム（SOS47）と連携した広報啓発活動を展開。
- 留守番電話機能の活用等の促進。
- 金融機関等と連携した声掛けにより、10,761件、72.6億円の被害を阻止（阻止率40.1%）。
- 押収名簿を活用した注意喚起。

(2) 犯行ツール対策の推進

- 電話転送サービスを介した固定電話番号の悪用への対策
携帯電話に加え、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止要請に基づき主要な電気通信事業者が887件の電話番号を停止。新たな固定電話番号の提供拒否要請件数は6件。
- 電話転送サービス事業者に対する指導監督の強化
国家公安委員会から総務省に対し、特殊詐欺に利用された固定電話番号を提供した事業者に関する意見陳述を実施。総務大臣が是正命令1件発出。

(3) 効果的な取締り等の推進

- 検挙件数は6,773件（前年比+1,223件、+22.0%）、検挙人員は2,911人（前年比+74人、+2.6%）と件数・人員共に引き続き増加。
- 犯罪者グループに加え、暴力団、準暴力団等に対し、各部門において多角的・戦略的取締りを推進。
- 犯行拠点の摘発等による実行犯の検挙及び突き上げ捜査による中枢被疑者の検挙を推進。